

2024年5月1日

各 位

会 社 名 AZ-COM丸和ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 和 佐 見 勝
(コード番号：9090 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 経 営 管 理 グ ル ー プ 長
葛 野 正 直
(TEL 03-3261-1000)

**株式会社C&Fロジホールディングス（証券コード：9099）からの
同社株式の公開買付開始時期に関する要望書に対する回答書の提出に関するお知らせ**

当社は、2024年3月21日付「株式会社C&Fロジホールディングス（証券コード：9099）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2024年3月21日付プレスリリース」といいます。）でお知らせいたしましたとおり、株式会社C&Fロジホールディングス（以下「対象者」といいます。）を当社の完全子会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、対象者の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年5月上旬を目途に本公開買付けを開始することを想定していることと併せて公表し、且つ、2024年3月21日付で、対象者に対して本取引に関する当社の詳細なご提案を記載した意向表明書を提出いたしました。

その後、当社は、2024年4月25日付「株式会社C&Fロジホールディングス（証券コード：9099）からの同社株式の公開買付開始時期に関する要望書の受領に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、同月10日に対象者から受領した1回目の質問状及び同月19日に対象者から受領した2回目の質問状（以下「第2質問状」といいます。）に対して、それぞれ同月12日及び23日に対象者に回答書（同月23日付の回答書を以下「第2回答書」といいます。）を提出し、同月24日に対象者特別委員会と面談（以下「本面談」といいます。）を実施した後、対象者及び対象者特別委員会の連名で、本公開買付けの開始を「少なくとも2024年5月末」まで延期することを要望すること等が記載された要望書（以下「本要望書」といいます。）を受領しました。

当社は、第2回答書において、対象者株主の皆様の利益を考慮し、対象者が複数の初期的な対抗提案に係る意向表明を受領しているという事実のみを理由とした本公開買付けの開始の延期は想定していない旨を具体的な理由とともに既に回答しており、本面談でもこの点に関する質問は受けておりません。それにもかかわらず、当社が第2回答書で記載した本公開買付けの開始の延期を想定していない理由に対する特段の言及なく、初期的な対抗提案に係る「意向表明を行っている者から法的拘束力のある提案を受領することができる可能性が相応にあると考えて」いる旨のご説明のほかは、第2質問状に記載された内容と変わらない理由をもって、本要望書にて本公開買付けの開始の延期を要望されました。

当社としては、第2回答書で対象者株主の皆様の利益を考慮して述べた当社の考えに対して真摯にご検討いた

だいたのか疑念を抱かざるを得ないものの、対象者及び対象者特別委員会連名でのご要望ということもあり、改めて対応方針を真摯に検討いたしました。当社としては、第2回答書で記載したとおり、対象者が受領している初期的な対抗提案に係る意向表明について、その目的の正当性や提案の具体性、実現可能性の程度等に関する情報が明らかにされていない現時点では、対象者株主の皆様へのインフォームド・ジャッジメントの機会を確保する必要性が低く、対象者株主の皆様へ本公開買付けの対価をお支払いする時期を遅らせる理由として十分ではないと考えられ、他方、対象者株主の皆様に対して早期に対象者株式の売却機会を提供することこそが対象者株主の皆様への利益に資すると考えております。当社は、改めて真摯に検討しても、対象者株主の皆様への利益の観点から、この考えを変更すべき理由がなく、また、本要望書でも当社の考えを変更すべきような新しい事情についての説明がなかったことなども踏まえ、現時点において、本公開買付けの開始を延期する必要はないと判断しました。

もつとも、当社としては、第2回答書で述べたとおり当社が当初公表した公開買付け期間(20営業日)でマーケット・チェックに必要な期間は設けていると考えているものの、対象者及び対象者特別委員会が5月末日までに法的拘束力のある具体的な対抗提案を公表することを想定されているものと理解し、対象者及び対象者特別委員会のご要望を最大限に斟酌し、以下のような日程で、本公開買付けを行うこととしました。

- ① 本公開買付けの開始日：5月2日
- ② 応募株券等の数の合計が買付け予定数の下限に達するか否かを確認するための（換言すれば、本取引について対象者株主の皆様への賛否を問うための）当初公開買付け期間：31営業日、すなわち6月17日まで（2024年3月21日付プレスリリースで公表した公開買付け期間を11営業日延長）

このように公開買付け期間を2024年6月17日まで（31営業日）とすれば、本公開買付けの開始の予定を公表した2024年3月21日から本公開買付けの終了までに60営業日（約3ヶ月）の期間を設定しているため、対象者株主の皆様への本取引に対する賛否及び本公開買付けに対する応募についての判断機会は十分に確保されていると考えます。本公開買付けの詳細は本日付「株式会社C&Fロジホールディングス株式会社（証券コード：9099）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

対象者に対しては、上記のとおり本公開買付けの開始を延期しないこと及びその理由並びに本公開買付けの公開買付け期間を2024年3月21日付プレスリリースで公表したものから11営業日延長して設定した上で5月2日から本公開買付けを開始すること等を記載した回答書を提出しております。当該回答書の内容は、別紙をご参照ください。

当社は、引き続き、対象者取締役会が本公開買付けに対する意見表明を行うために必要な情報を、対象者取締役会及び対象者特別委員会に適時に提供すべく、真摯に対応すると同時に、対象者株主その他の投資家の方々に必要な情報を適時適切にお知らせしてまいります。

以上

2024年5月1日

株式会社 C&F ロジホールディングス
代表取締役社長執行役員 綾 宏将 様

株式会社 C&F ロジホールディングス特別委員会 御中

AZ-COM 丸和ホールディングス株式会社
代表取締役社長 和佐見 勝

ご要望書に対する回答書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴社及び貴社特別委員会から受領した本公開買付けの開始を少なくとも2024年5月末まで延期することを求める旨の2024年4月24日付「ご要望書」について、下記のとおりご回答申し上げます。なお、本回答書で用いられる用語の意味は、本回答書に別段の定義がある場合を除き、当社の同月12日付「回答書」及び同月23日付「第2回答書」（以下「第2回答書」といいます。）で用いられているものと同様です。

敬具

記

当社は、第2回答書において、貴社株主の皆様のご利益を考慮し、貴社が複数の初期的な対抗提案に係る意向表明を受領しているという事実のみを理由とした本公開買付けの開始の延期は想定していない旨を具体的な理由とともに既に回答しております。また、第2回答書において、5月末までの間に第三者からの真摯な買収提案が公表される場合には、貴社株主の皆様によるインフォームド・ジャッジメントの機会を確保するために必要な措置を検討することを想定している旨を併せて記載しておりました。なお、第2回答書を提出した翌日に実施された貴社特別委員会との間の面談においても、この点に関する質問は受けておりません。

それにもかかわらず、上記当社と貴社特別委員会との間の面談後、同日に、貴社及び貴社特別委員会は、当社が第2回答書でご説明した本公開買付けの開始の延期を想定していない理由に対する特段の言及なく、初期的な対抗提案に係る「意向表明を行っている者から法的拘束力のある提案を受領することができる可能性が相応にあると考えて」いる旨のご説明のほかは、第2質問状に記載された内容と変わらない理由をもって、本公開買付けの開始の延期をご要望されています。そのため、当社としては、第2回答書で貴社株主の皆様のご利益を考慮して述べた当社の考えに対して真摯にご検討いただいたのか疑念を抱か

ざるを得ないものの、貴社及び貴社特別委員会連名でのご要望ということもあり、改めて対応方針を真摯に検討いたしました。当社としては、第 2 回答書でご説明したとおり、貴社が受領している初期的な対抗提案に係る意向表明について、その目的の正当性や提案の具体性、実現可能性の程度等に関する情報が明らかにされていない現時点では、貴社株主の皆様へのインフォームド・ジャッジメントの機会を確保する必要性が低く、貴社株主の皆様へ本公開買付けの対価をお支払いする時期を遅らせる理由として十分ではないと考えられ、他方、貴社株主の皆様に対して早期に貴社株式の売却機会を提供することこそが貴社株主の皆様への利益に資すると考えております。当社は、改めて真摯に検討しても、貴社株主の皆様への利益の観点から、この考えを変更すべき理由がなく、また、ご要望書でも当社の考えを変更すべきような新しい事情をご説明いただけなかったこと等も踏まえ、現時点において、本公開買付けの開始を延期する必要はないと判断しました。貴社及び貴社特別委員会は、ご要望書にて、第 2 質問状と同様、「当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から真摯に比較検討を行うための時間を確保することが当社及び当社の株主の皆様への利益を確保するために必要である」とのご主張を繰り返して、少なくとも 5 月末までの本公開買付けの開始の延期をご要望されておりますが、当社は、5 月末までの間に第三者からの真摯な買収提案が公表される場合には、貴社株主の皆様によるインフォームド・ジャッジメントの機会を確保するために必要な措置を検討することを想定している旨を表明しておりますので、本公開買付けの開始自体を延期する理由はないと考えております。

また、(i)第 2 回答書での当社の回答に対して、貴社が、その合理性を否定されることもなく、単に上記のような理由で本公開買付けの開始の延期のご要望を繰り返されていること、また、(ii)ご要望されている延期の期限が「少なくとも 2024 年 5 月末まで」とされており、マーケット・チェックのために具体的に必要な延期の期限すら明確にされていないこと、さらには、(iii)マーケット・チェックの必要性をご主張される前提として、貴社及び貴社特別委員会が本公開買付け価格が株主利益の観点から十分でないと評価されている点に一切言及されていないことを踏まえると、当社としては、貴社は、現時点では法的拘束力のない初期的対抗提案を行った対抗提案者との間で、貴社株主の皆様に対してご提案できる法的拘束力ある具体的な対抗提案を行うべき期限について合意ができておらず、そのような対抗提案が 5 月末までに公表される具体的な見込みもないまま、単に対抗提案者が登場する余地を残すため、本公開買付けが早期に成立することを回避する、ないしは本公開買付けの開始を明確な期限なく延期させることで本公開買付けを頓挫させることを目的としているものであり、より高い買付価格を提案する対抗提案者を探すことを真に目的とするものではないのではないかと疑わざるを得ません。ご要望書では、貴社によるマーケット・チェックの完了を待たずに本公開買付けが開始された場合には、貴社株主の皆様や市場に混乱を生じさせてしまう可能性も懸念される旨を述べられておりますが、当社としては、本公開買付けの予告は既に 3 月 21 日に公表されておりますので、貴社が具体的なマーケット・チェックの期限を明確にしないで、貴社の判断により、本公開買付けの開始ひいてはその完了をいたずらに長期間にわたり遅らせることができる状況を継続されよう

としていることこそが、貴社株主の皆様や市場に混乱を生じさせてしまうことになるのではないかと強く懸念しております。

もつとも、当社としては、第 2 回答書で述べたとおり当社が当初公表した公開買付期間(20 営業日)でマーケット・チェックに必要な期間は設けていると考えているものの、貴社及び貴社特別委員会が 5 月末日までに法的拘束力のある具体的な対抗提案を公表することを想定されているものと理解し、貴社及び貴社特別委員会のご要望を最大限に斟酌し、以下のような日程で、本公開買付けを行うことといたします。

- ① 本公開買付けの開始日：5 月 2 日
- ② 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達するか否かを確認するための（換言すれば、本取引についての貴社株主の皆様の賛否を問うための）当初公開買付期間：31 営業日、すなわち 6 月 17 日まで（2024 年 3 月 21 日開示で公表した公開買付期間を 11 営業日延長）

このように本公開買付期間を 2024 年 6 月 17 日まで（31 営業日）とすれば、本公開買付けの開始の予定を公表した 2024 年 3 月 21 日から本公開買付けの終了までに 60 営業日（約 3 ヶ月）の期間を設定しているため、貴社株主の皆様の本取引に対する賛否及び本公開買付けに対する応募についての判断機会は十分に確保されていると考えます。加えて、過去 5 年間に実施された公開買付けのうち、当初の公開買付けの公表後に第三者から対抗的な公開買付けが公表された事例 11 件の、当初の公開買付けの公表から対抗的な公開買付けの公表までの期間は平均して 28 営業日（41 日）であり、本公開買付けにおいては、上記のとおり本公開買付けの開始の予定の公表から本公開買付けの終了までに 60 営業日（約 3 ヶ月）の期間を設定していることから、対抗提案者が本公開買付けの終了までに対抗提案を行うことは十分に可能です。また、貴社が想定するとおり 2024 年 5 月末頃までに第三者による公開買付けの開始が公表されるなど、第三者から正当な目的での十分な具体性・実現可能性を有する真摯な買収提案が公表された場合には、当該対抗提案の公表後本公開買付期間終了までに、当該対抗提案と本提案とを比較検討することが可能であり、少なくとも本公開買付けに対する賛否に関して貴社株主の皆様にインフォームド・ジャッジメントの機会は十分に確保されていると想定され、また、少なくとも 2024 年 5 月末頃までマーケット・チェックの機会を確保したいという貴社及び貴社特別委員会のご要望にも沿うと考えております。なお、2024 年 5 月末以降本公開買付けの終了までの間に第三者による公開買付けの開始が公表されるなど、第三者から正当な目的での十分な具体性・実現可能性を有する真摯な買収提案が公表された場合にも、本公開買付けの開始の予定の公表後に、貴社が想定している、第三者から対抗的な公開買付けが公表されるまでの期間（5 月末頃）を踏まえると、本公開買付期間を 2024 年 6 月 17 日まで（31 営業日）とすれば、当該対抗提案の公表後、本公開買付期間の終了までの期間でインフォームド・ジャッジメントの機会は十分に確保されていると想定されるものの、当社は、当該対抗提案の内容及び公表のタ

イミシング等によっては必要に応じて公開買付期間の延長等の、インフォームド・ジャッジメントの機会の更なる確保も検討しているため、貴社株主の皆様の利益は損なわれないと考えております。

そもそも、法が公開買付期間の最長期間を 60 営業日とした趣旨は、株主等を長期間不安定な地位に置くことを阻止し、市場における関連証券の円滑な流通と公正な価格形成が長期間阻害されることを防止する点にあるところ、貴社は「少なくとも 2024 年 5 月末まで」本公開買付けの開始を延期して欲しい旨を要望しており、具体的にいつまで延期すればマーケット・チェックの期間として十分であるかを明確にしておらず、当社がこれに応じ、2024 年 5 月末まで本公開買付けの開始を延期しようとしても、その後、再度延期を要請される可能性も否定できず、貴社取締役会の裁量によって本取引の実行がいたずらに著しく遅れる可能性があり、それは法が公開買付期間の最長期間を 60 営業日とした趣旨に明らかに反し、長期間不安定な地位に置かれる貴社株主の利益を損なうおそれもあると考えられます（他方で、本公開買付期間を 2024 年 6 月 17 日まで（31 営業日）とすれば、本公開買付けの開始の予定の公表から本公開買付けの終了までに 60 営業日となるため、法の趣旨に反することにはならないと考えております。）。また、企業買収行動指針が、間接的なマーケット・チェックを「買収に関する事実を公表し、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で買収を実施すること」と定義していることからすると、公開買付けに関する事実の公表後、公開買付期間の満了前までがマーケット・チェックの期間であると考えているところ、本公開買付期間を 2024 年 6 月 17 日まで（31 営業日）とすれば、本公開買付けの開始予定の公表から本公開買付けの終了までに 60 営業日（約 3 ヶ月）の期間を確保でき、マーケット・チェックの期間として十分と考えられるため、貴社及び貴社特別委員会が、マーケット・チェックを行うために必要であるとして、本公開買付けの開始自体の延期を要請するというのは、同指針が買収条件の改善を目指す合理的な手段としてマーケット・チェックを提示した趣旨を逸脱すると考えております。

以上に述べた理由から、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けの公開買付期間を 31 営業日に延長した上で 2024 年 5 月 2 日より開始することを決定しました。詳細につきましては、別途公表する公開買付届出書をご参照ください。

以 上